

- 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号）次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;">（連結レバレッジ比率の計算方法）</p> <p>第二条 連結自己資本規制比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「連結レバレッジ比率」という。）であつて、最終指定親会社及びその子法人等の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三ペーセント以上とする。ただし、例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは、金融庁長官が別に定める比率以上とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>連結レバレッジ比率</u>=<u>資本の額</u> <u>総エクスポートナーの額</u></p>	<p style="text-align: center;">（連結レバレッジ比率の計算方法）</p> <p>第二条 連結自己資本規制比率（連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「連結レバレッジ比率」という。）であつて、最終指定親会社及びその子法人等の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三ペーセント以上とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>連結レバレッジ比率</u>=<u>資本の額</u> <u>総エクスポートナーの額</u></p>
<p style="text-align: center;">（総エクスポートナーの額）</p> <p>第五条 【略】</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第二条ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適用するときは、日本銀行に対する預け金の額を総エクスポートナーの額</p>	<p style="text-align: center;">第五条 【同上】</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>	

に算入しないものとする。

備考　表中の「」の記載は注記である。

附 則
この告示は、令和二年六月三十日から適用する。